

第 307 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 10 月 17 日（火）14：00～15：00
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 佐々木護 網江正安 林喜代行 平井義則 武田晃一
中矢宏明 立花弘樹 渡邊敏孝 高木基裕 竹ノ内徳人
(計 10 名)
 - (2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
久枝漁業調整係長
越智主事
東予地方局水産課 薬師寺課長
東予地方局今治支局水産課 木原課長
中予地方局水産課 伊藤課長
南予地方局水産課 若下課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長
(計 10 名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記 篠崎書記
(計 4 名)
 - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
 - (1) 新規の許可等について（諮問）
【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
 - (2) 漁業許可の取消しについて（諮問）
【結果】諮問内容のとおり取り消して差し支えない旨答申
- 5 報告事項
 - (1) 愛媛県資源管理方針の変更について
 - (2) くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更について
 - (3) 連合海区漁業調整委員会について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢阪書記 定刻が参りましたので、ただいまから、第307回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、藤田委員、中山委員、福島委員、喜田委員の4名が御欠席ですが、委員定数15名に対し10名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立しておりますことを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの委員会次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、続きまして、上から資料1から資料5まででございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、新規の許可等について及び漁業許可の取消しについての諮問2件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、愛媛県資源管理方針の変更についてほか、計3件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。慣例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人には、中矢委員さんと高木委員さんの御両名をお願いいたします。

4 (1) 第1号議案(新規の許可等について)

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、新規の許可等についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

逢 阪 書 記　それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久 枝 係 長　（資料に基づき説明）

佐々木議長　説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることいたします。

委 員 一 同　（ 意見なし ）

佐々木議長　特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第1号議案、新規の許可等についてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委 員 一 同　（ 意義なし ）

佐々木議長　御異議ないようですので、そのように決定いたします。

4 （2）第2号議案（漁業許可の取消しについて）

佐々木議長　続きまして、第2号議案、漁業許可の取消しについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

逢 阪 書 記　それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久 枝 係 長　（資料に基づき説明）

佐々木議長　説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

武 田 委 員　許可を取り消した後に、以前は許可の有効利用ということで公示をしていたと思うのですが、そういったことは今回はやられる予定はあるのでしょうか。

久 枝 係 長　今回取り消した許可枠については、廃止枠として再度の許可をしないこととしております。

梶 田 課 長　以前は公示して、また新たに許可するというのもありました

が、現在では、新しい漁業法の下、数量管理を行って、厳格に運用していくこととしておりますので、公示等を行いません。

この許可についても、復活要望とか以前のようにならないようにしておりますので、今回3年後に改めてこの者が漁業許可の申請をした場合は、ほかの許可をあてに探すようにして、返納した許可は自分の許可だからというような扱いをしないということにしております。

武田委員 分かりました。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りいたします。第2号議案の漁業許可の取消しについてにつきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

5 報告事項(1) 愛媛県資源管理方針の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、これより報告事項に移ります。まずは、愛媛県資源管理方針の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

越智主事 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について御質問等がございましたらお伺いいたします。

平井委員 お礼を言いたいのですが、カタクチイワシの件について、私もいろいろと意見を言った立場でもありますけれど、しっかりと漁民の声を反映していただき、数量設定をしていただいたことにまずお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

武田委員 数字についてはどうこう言うわけではないのですが、基準とな

る漁獲量と目指す漁獲量というのが、この一覧表に書かれています。この目指す漁獲量が基準となる漁獲量より低いものについて、その考え方を教えていただきたいです。

それと、過去10年間の平均値ということなのですが、例えば、気温や海水温の平均値は過去30年間をとりますよね。10年間というのは、スパンが短く、30年ぐらいがちょうどいいのかなと言うふうに個人的に思っていました。その辺りはどのように整理されているのか教えてください。

梶田課長 自然変動を見るということで、30年間の平均値をとることが一般的だと思っています。ただ、昨今の異常気象の関係で、当たり前前にとれていたものがとれなかったり、とれたりするというふうに変わってきております。そうなってきますと、長いスパンでとると今の傾向に合わない状況になりますので、10年を目途に直近の傾向で平均をとる方が、現実的であると考えています。

資源管理の目標値の設定でございますけれども、非常に漁業者も減ってきて、高い目標を掲げるとそれをクリアできない状況も想定されます。考え方としては、一度達成したことのある数値を見ながら、無理のない数字で設定し直しているため、見た目では、実際の数量よりも下がっているように見えます。

佐々木議長 ほかに御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、次に移ります。

5 報告事項(2) くらまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 続きまして、くらまぐろ小型魚に関する知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたらお伺いします。

立花委員 少し長くなるかもしれませんが、クロマグロの小型魚の件について県から報告がありましたように、10月13日に愛媛県漁業協同組合の宇和島支所において、小型まき網船が混獲で7.6トン

とったため、残りの枠が1トンしかない状況となり、愛南の生産者も大変憤慨しておりまして、どうしてくれるんだという話になっています。このことについて、愛媛県漁業協同組合の平井組合長はどのような指導をしているのかお聞きしたいのですが。

平井委員 10月13日は神戸に出張に行っておりまして、夕方の5時頃にこの件について電話がありました。実はカタクチイワシにクロマグロが混じって、6隻か7隻ぐらいが1トンずつぐらいとっていたのではないのでしょうか。小型のクロマグロが揚がったため、県が設定した採捕枠を超えたとの報告がありました。今回のように宇和島の方でこんなに小型のクロマグロがまとまってとれたのは初めてであり、過去に同様のことがあれば、指導していましたが、今後は市場へ売ることができないことを通達し、宇和島支所の副運営委員長にも個別に連絡しました。

指導についてですが、混獲で混じってとれたものに対し、どのような指導があるのでしょうか。

立花委員 まず、クロマグロはワシントン条約で決められて、そして、各国に振り分けられて、最初が大まかな海区のブロックに分かれての配分だったんですよ。それを県ごとに振り分けられて、今回愛媛県は16.2トンの採捕枠が設定され、四半期ごとにトン数を設定しています。

私は、宇和島支所の担当者へ電話をかけましたが、混獲ですからという回答があり、クロマグロの採捕について、担当職員が全然理解されていませんでした。

クロマグロは、まき網、さわらの流し網及び定置網も基本的には一匹もとってはいけません。これは、太平洋広域漁業調整委員会の承認を取っている愛南漁業協同組合の12隻、久良漁業協同組合の13隻、愛媛県漁業協同組合うわみ支所の7隻及び愛媛県漁業協同組合吉田支所の1隻、この33隻の許可枠であり、混獲だからといってとっていい訳ではありません。

混獲の定義について、質問もしましたが、混獲は意図しない部分もありますが、主に2から3割までを混獲としても、8から9割その魚が主体となれば、それはもうその魚を狙ってとったのであろうと思います。

愛南の組合でも今年は多くのクロマグロがとれましたが、枠が決まっているので、不必要なクロマグロは出荷を止めるなど徹底的な管理をしています。これは漁業者は知らないと思います。こ

これは組合側がしっかりと指導していないといけないことです。

平井組合長は海区の調整委員じゃないですか。宇和島支所の担当者が理解していないことに愕然としました。

33 隻の漁業者はクロマグロがとれなくなったことにより、生活ができなくなると、非常に憤慨しています。

平井委員 次からこのようなことがないように指導しています。そして、まだクロマグロの採捕枠はあります。

今回こんなにとれるとも思っていなかったし、とれてしまったものは仕方ないじゃないですか。

立花委員 委員が知らないのはおかしいです。誰が聞いてもおかしい話です。

平井委員 何がおかしいのでしょうか。

立花委員 おかしいと思わないのですか。

平井委員 思いません。クロマグロを揚げた宇和島支所には、すぐ指導しました。今回のように宇和島でクロマグロが揚がったのが初めてであり、採捕枠についても分かっていませんでした。

立花委員 今まで何回もクロマグロについてこの委員会で話をしたではないですか。

平井委員 今まで売るほどとれたことはありませんでした。初めて売ったのではないですか。

立花委員 だから、売ることは駄目です。

平井委員 その件については分かりました。

立花委員 今、分かったのではないですか。

平井委員 おかしいことを言いますね。

立花委員 何がおかしいのですか。うちの組合では定置網やまき網等の漁業者にクロマグロがとれても売ってはいけないことを徹底して指導しています。

平井委員 指導不足であったことは認めます。

立花委員 それを開き直りと言うのですよ。

平井委員 なんでも過ちということはありません。過ちがあれば、しっかりと断りを入れて、次からしないと断言しているのであれば、これ以上何をすればいいのでしょうか。

立花委員 する、しないの話ではありません。そうであれば、愛南の組合と久良漁業協同組合の生産者に謝罪すべきではないでしょうか。

平井委員 そこまで言う必要はありません。

立花委員 なぜですか。

平井委員 今回この内容を踏まえ、宇和島支所には指導しているのです、その必要はありません。

佐々木議長 今回の内容は、委員の皆さんも理解していただいている問題です。実際に起きてしまった問題としては事実なので、それについて、関係者からの意見を踏まえて、県としての指導的な役割をお願いしたいと思います。

平井委員 県からの指導も入っていると聞いています。

梶田課長 クロマグロについては、委員御承知のとおり、数量管理されて操業できない部分がほとんどでございます。ただし、言われるように一方では、クロマグロの承認漁業において枠付けされて、それをとりながら資源を繋いでいくという管理をしております。

そこに、まき網でクロマグロが入ってしまったということで数量管理ができなくなったというのが実態でございます。

先ほど私が説明したとおり、海況が読めなくなっている状況になっております。今後、意図せずまき網で入ったクロマグロについては、生きているものは全て逃がしていただかないと、このように数量管理はできないということになります。

今回起きてしまったものはもう取り返しはつきませんので、我々としても他の県で余っている枠があれば、それをいただいってくるなり、大型魚の枠を小型魚の枠と替えるなど、そういったこ

とを含めて、できる限りのことはやっていきたいと考えておりますので、まずは、他県に余っている枠がないか探しながら、国とも協議していきたいと考えております。

また、今回の件でまき網の漁業者も意図せずにとってしまった場合でも、とったものは必ず逃がすことを徹底していただかないと、来年も同じことが起きることが想定されます。我々を含めて指導する側も十分認識した上で、指導していきたいと考えております。

平井委員　まき網漁業者へ指導はしますが、県漁協は買わなければいいということですね。県漁協としても市場は持っていますので、買わないように指導を徹底します。

立花委員　私はまき網漁業者に対して言っている訳ではありません。今私は調整委員の皆様がクロマグロの採捕について認識した上で話をしていますが、愛南の組合は33隻の許可枠を取っている漁業者のために、まき網、定置網等の漁業者へ指導を徹底しています。

本来であれば、愛南の漁業者に対し謝罪すべきところをこんな開き直りをすると話になりません。

佐々木議長　この内容については、委員の皆様も理解しており、愛媛県としても他県の枠を交渉するなどの増枠の方向で対応をしているところなので、今回混獲でクロマグロが入ったということですが、皆さんも謙虚に考えていきましょう。

平井委員　今までとれていなかったもので、そういう指導はしていなかったのは事実です。今回急にとれたということで指導はしておりますが、その点は反省をしております。

中矢委員　瀬戸内海ではクロマグロはほとんど入ってきませんが、温暖化の影響もあり、宇和島でもとれ始めて、4、5年先には瀬戸内海でもとれるようになる可能性があります。

瀬戸内海側の組合員は、クロマグロの採捕について知識が不足しているため、愛媛県の水産課に啓発活動を実施していただきたい。

佐々木議長　時代的な流れとして、一本釣りは愛南町が主体の漁業という認識がありましたが、たまたまこういう問題も起きたという実態があるので、これについては謙虚にお互いが、理解しながら問題解

決をしなければなりません。

今回の報告については、委員の皆様には十分御理解いただいて今後の材料にさせていただけたらと思います。

5 報告事項（3）連合海区漁業調整委員会の開催状況について

佐々木議長 続きまして連合海区漁業調整委員会の開催状況について御報告をお願いいたします。

逢阪係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたらお伺いいたします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に御意見がないようですので、以上で報告事項を終わります。

6 その他

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございますか。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 ないようでございますので、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。皆さん御協力ありがとうございました。

15時00分 閉会